

入札説明書（総合評価方式（発注者支援））

西部工業用水道事業発注者支援業務に係わる入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年3月25日（月）
- 2 業務名
西部工業用水道事業発注者支援業務
- 3 履行期間 契約を締結した日の翌日から令和7年3月28日まで
- 4 本業務の契約書は富山県企業局発注者支援業務標準契約約款により、特記仕様書は別冊のとおりである。
- 5 入札参加資格確認申請
 - (1) 業務実績に関する要件としての「発注者支援業務」とは、積算技術業務、工事監督支援業務等に該当する業務をいう。
なお、業務内容については別紙－1を参照。
 - (2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の区分については、別紙－2を参照。
 - (3) 入札参加資格の確認は、入札公告で特に定めのある場合を除き、入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期限日をもって行うものとする。
 - (4) 申請書等の作成及び記載上の留意事項
 - 1) 申請書等内容の留意事項
申請書等について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。
なお、申請書等の様式は、入札公告に示されるとおり配布を行う。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none">・入札参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績について記載する。・入札公告に規定する業務実績に関する要件に規定する業務実績を対象とする。・記載する件数は最大2件とする。・1件につき様式1枚以内に記載する。
予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。保有資格の資格証等の写しを添付すること。
予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。・入札公告に規定する配置予定技術者に必要とされる業務実績を対象とする。・記載する件数は最大2件とする。・入札参加資格確認申請者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。・1件につき様式1枚以内に記載する。

富山県内に所在している業務拠点	・富山県内の業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を記載する。
予定担当技術者の同種又は類似業務等の実績	・配置予定の恒常的に従事する担当技術者の人数を二人以上記載する。 ・配置予定の恒常的に従事する担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。（氏名は記載しない。） ・入札公告に規定する配置予定担当技術者に必要とされる業務実績を対象とする。
業務実施体制	・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・配置予定技術者を記載する。 ・本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。
業務の実施方針	・業務実施体制図は別途添付すること。 ・様式は2枚以内に記載すること。
技術提案	・評価テーマに対し具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。 ・様式は1枚以内に記載すること。

- 2) 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し
 入札参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。
 配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負（委託）業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。
 なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。
 配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

- 6 入札するために必要となる積算基準資料等の配布
 本業務を入札するにあたり、必要となる積算基準等については、積算基準公開後担当部署で配付する。

7 総合評価方式に関する事項

- (1) 調査基準価格（税抜き）は、下表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。
 ただし、その額が予定価格（税抜き）に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の6を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価項目	評価の着目点				判断基準	評価のウェイト
	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容		
予定管理技術者の経歴及び能力				技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士(総合技術監理部門-建設又は上下水道、建設部門又は上下水道部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る)	① 5 ② 3
同上	同上	専門技術力		同種又は類似業務の実績内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 5 ② 3
同上	同上	情報収集力	地域精通度	同種又は類似業務の富山県・周辺での業務実績	下記の順位で評価する。 ①富山県における同種又は類似業務実績がある。 ② ①以外	① 2 ② 0
同上	同上	同上	同上	本社(店)の所在地	下記の順位で評価する。 ①富山県内 ②富山県外	① 3 ② 0
予定担当技術者の経歴	予定担当技術者の専門技術力	業務執行技術力		同種又は類似業務の実績内容	下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外	① 5 ② 3 ③ 0
実施	業務理解度				業務の目的、条件、内容の理解度が高い	10

方針			場合に優位に評価する	
同上	実施体制		下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者（管理技術者は、除外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・発注者からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	20
技術提案	本業務における留意点	的確性	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	20
同上	同上	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10
合計（技術評価の配点合計）				80

・実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

- 1) 富山県企業局委託業務（発注者支援）低入札価格調査試行要領に基づく調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術提案等」という。）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(4)3)3-2 の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
- 2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(4)3)3-2①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.00
3	B	0.75
2	C	0.50
1	D	0.25
0	E	0

- 3) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。
- (3) 申請書等に基づく業務

申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。
- (4) 履行確実性に関するヒアリング
 - 1) ヒアリングの実施
 - ① どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、

予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

実施場所：別途通知

実施予定日：別途通知

時間：別途通知

出席者：配置予定管理技術者

② ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

③ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、入札参加資格確認申請書等のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、令和6年5月20日（月）17時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、令和6年5月24日（金）17時までに行うものとする。

提出を求めることとなる追加資料は、(4) 2) のとおり。

ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。

追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

④ ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

又、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

2) 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、富山県企業局委託業務（発注者支援）低入札価格調査試行要領に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

3) 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

3-1) 技術提案等の履行確実性の審査は、入札参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

3-2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

8 入札方法等

(1) 入札参加者は、（様式-12）を標準とする入札書を直接担当部署まで持参しなければならない。FAX、郵送その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札参加者が代理人の場合は、入札書と併せて、入札参加資格を有する者の押印のある委任状（様式-11）を提出しなければならない。

(3) 入札書は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に入札参加者の商号又は名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「令和6年5月17日開札 西部工業用水道事業発注者支援業務委託の入札書在中」と朱書きすること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、原則通算2回を限度とする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 指定された日時までに指定された場所に入札書が提出されなかった入札
- (2) 入札書に入札参加者の記名押印がない入札
- (3) 入札書に記載した金額を加除し、又は訂正した入札
- (4) 入札書に記載した事項（金額を除く。）を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (5) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (6) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の代理を兼ねてした者の入札
- (7) 必要な記載事項を確認できない入札
- (8) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (9) 再度の入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (10) 入札に関し不正行為があった者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

10 開札

- (1) 開札は、入札と同じ場所において、入札の終了後に引き続いて行うものとする。
- (2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合においては、直ちに再度の入札をする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、申請により契約保証金の納付の免除を受けた場合を除き、落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ③ 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は富山県企業局が確実と認める金融機関の保証
 - ④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - ⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 11(1)①～⑤の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、落札価格の100分の10に相当する額以上の額とする。
- (3) 契約保証金の納付に代えて提供することができる担保及びその金額は、下記のとおりとする。ただし、事前に契約担当者の承認を受けなければならない。
 - ① 国債及び地方債 額面金額
 - ② 政府の保証のある債券 額面金額の8割に相当する金額
 - ③ 確実と認められる社債 額面金額の8割に相当する金額
 - ④ 確実と認められる金融機関の定期預金債権 債権金額
 - ⑤ 確実と認められる金融機関の保証 保証金額
- (4) 落札者が11(1)②、③に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、④、⑤に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- (5) 契約者が契約上の義務を履行しないときは、当該者が納付した契約保証金は富山県企業局に帰属する。
- (6) 契約者が契約上の義務を履行したときは、履行確認の後、契約保証金を還付する。
- (7) 11(4)に定める場合のほか、契約保証金の納付の免除を受けようとする落札者は、契約保証金納付免除申請書(様式-13)により申請しなければならない。申請期限及び申請場所は次のとおりとする。なお、免除の可否は、書面により通知する。
 - (申請期限) 落札者が決定した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)
 - (申請場所) 担当部署
- (8) 11(7)における契約保証金の納付の免除の条件は、次のとおりとする。
 - ① 落札者が、過去2年間(令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 支払条件

支払い条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は履行期間によって変更する場合がある。

前払金無

令和6年度部分払金3回以内

13 火災保険付保の要否 否

14 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (2) 申請書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
 - なお、提出された申請書等は入札参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 申請書等の提出後において、原則として申請書等に記載された内容の変更を認めない。また、申請書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 落札者の決定等の公表
 - 本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。